

保育料の見直しについて

逗子市福祉部

本市の保育所保育料については、約30年にわたり実質的な見直しが行われていなかったため、国の徴収基準額に対する本市保育料の徴収水準は年々低下し、平成24年度には、前回見直しが実施された昭和59年に目標として設定された70%を大きく下回る53.8%まで低下しました。

一方、本市の財政状況は依然厳しい状態が続いており、各種手数料や利用料、国民健康保険の保険料等聖域のない見直しを進めており、受益者負担の見直し等の全庁的な行政改革の一環として、平成25年度に保育料のあり方について検討を行いました。

その結果、国の保育所保育料の徴収基準額に対して収入総額で54%程度水準に低下したことを踏まえ、平成26年度は60%程度、平成27年度は65%程度水準とすることを、逗子市子ども・子育て会議(審議会)でのご審議を経て、パブリックコメントを実施し、方針として決定しました。これを受け、①平成26年度保育料は全体平均で10%程度、②平成27年度保育料は全体平均8%程度値上げすることとしております。

さらに、平成27年度から新たに「子ども・子育て支援新制度」が施行され、潜在的な保育所待機児童を含めた待機児童の解消が強く推進され、本市内でも保育ニーズが満たされるべく様々な保育サービスが展開されるようになることに加えて、幼稚園と保育施設(認定こども園や小規模保育施設など新しい施設種別も増加)の利用の費用面が一元化されることが予定され、歳出額の大幅な増加が見込まれます。

また、平成27年度保育所保育料は、子ども・子育て支援新制度における国の新たな徴収基準額表を踏まえて、保育所の保育料に加えて、新制度に移行する幼稚園の保育料も併せて決定する必要があります。

つきましては、逗子市子ども・子育て会議(審議会)での審議や本市の財政状況、近隣市町の状況等を踏まえて、行政改革の一環として、適正な負担をしていただくべく次のとおり案を作成しましたので、皆様のご意見を頂きたい、パブリックコメントを行います。

※保育料の見直し方針の内容、県内の保育所保育料の状況や財政状況等については、平成26年度保育所保育料見直しにかかるパブリックコメントの資料をご参照ください。

1. 平成 27 年度保育料の概要

①保育所保育料について

- ・国の保育所保育料の徴収基準額に対して、平成 27 年度は 65%程度の水準とし、県内で中位の水準とすることを目標とする。

※目標を設定している多くの市町が 70%としており、高い市では 75%としている。

- ・階層の区分の仕方が、30 年前の国の徴収基準額表を踏まえたものとなっているため、現在の国の徴収基準額表を細分化することで、新たな階層区分を設定する。国の徴収基準額表の細分化は、階層内を均等に分割し、保育料の額は階層が 1 つ上がる毎に徐々に増額し、最高額の階層で 5,000 円～5,500 円程の差となるよう調整する。
- ・見直しの額は、概ね現在の最高額の階層で月額 5,000 円、新たに設定する階層で月額 10,000 円程とする。
- ・公立保育園の延長保育料は、従前は実費として補食料しか徴収していなかったが、延長保育料として徴収を開始する。

②幼稚園保育料について ※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園のみが対象

- ・保育所と幼稚園では保育時間等に差があることを踏まえ、3 歳以上の保育所保育料と比較した場合、基本的に幼稚園保育料は保育所保育料より低額に設定する。
- ・階層の区分は、保育所保育料と同様に国の徴収基準額表を細分化して設定することと、区分数も保育所保育料を踏まえて、同程度の階層数とする。